

令和3年度（2021年度） 介護サービス事業者等集団指導



認知症・権利擁護関係

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症対策・地域ケア推進課 認知症対策班

高齢者虐待防止法の概要

I 総則

国及び地方公共団体、国民の責務の明確化。

II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援（家庭内における虐待）

虐待者を罰することが目的ではなく、防止（再発防止）することが目的。そのため、被虐待者だけでなく、虐待者への支援も必要。
※虐待者を加害者として罰するのは刑法。

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止（介護施設・事業所における虐待）

介護施設等における虐待（介護保険サービスの提供における虐待）は許されるものではない。養護者による虐待とは異なり、虐待者の支援という観点はなく、介護保険法や老人福祉法による処分。

IV その他

第三者による財産上の不当取引による被害の防止、国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進。

高齢者虐待の類型と具体例

I 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

（例）叩く、つねる、無理矢理食事を口に入れる、部屋に閉じこめる、ベッドに縛り付ける（身体拘束）、薬を過剰に服用させて抑制する 等

II 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など、介護を著しく怠ること。

（例）食事を与えない、オムツ交換をしない、ゴミを放置して劣悪な住環境の中で生活させる、必要な介護サービスを理由もなく利用させない 等

III 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

（例）怒鳴る、ののしる、侮辱を込めて子どものように扱う、排泄の失敗を嘲笑する、意図的に無視する 等

IV 性的虐待

本人が同意していない、あらゆる形態の性的な行為やその強要を行うこと。

（例）懲罰的に下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、セックスなどの強要 等

V 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

（例）日常生活に必要な金銭を渡さない（使わせない）、本人の自宅等を本人に無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する、医療や介護にかかる費用を負担しない 等

高齢者虐待防止法における通報等に関する規定

養護者による高齢者虐待

■通報（努力）義務等（第5条）

高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また、国や地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

※第7条でも、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対して、市町村への通報努力義務が規定されている。

養介護施設従事者による高齢者虐待

■通報義務（第21条第1～3項）

自らの勤める施設において養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならない。

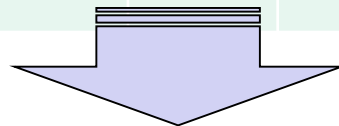
■通報による不利益行為の禁止（第21条第7項）

通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

本県における高齢者虐待の状況（令和元年度）

（単位：件）

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
養護者による虐待	相談・通報	295	417	403	321	303	333	326	333	317	428	<u>438</u>
	虐待認定	165	235	243	189	192	201	187	171	166	240	<u>222</u>
養介護施設従事者による虐待	相談・通報	6	7	16	14	15	12	21	26	22	42	<u>26</u>
	虐待認定	1	3	7	4	4	7	7	10	8	15	<u>11</u>



- ◆養護者による虐待は、前年度と比べ、相談・通報件数は10件増加した一方、虐待認定件数は18件減少した。
- ◆養介護施設従事者による虐待も、相談通報件数16件減、虐待認定件数4件減と、ともに減少している。

【県】養護者による高齢者虐待の状況（令和元年度）

■相談・通報者

- ①介護保険事業所職員等 43.6% ②警察 16.4%
③家族・親族 10.5% ④当該市町村行政職員 7.5% ⑤被虐待者本人 6.7%

■虐待の種別・類型

- ①身体的虐待 60.9% ②心理的虐待 36.1% ③経済的虐待 27.8%
④介護・世話の放棄・放任 21.7% ⑤性的虐待 0.0%

■被虐待者の性別

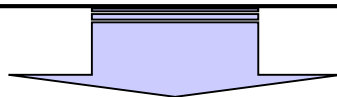
- ①女性 80.9% ②男性 18.7%

■被虐待者の介護保険の申請状況

- ①認定済み 63.0% ②未申請 30.9% ③申請中 3.5%
※①の中で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は75.2%

■被虐待者との関係（虐待者）

- ①息子 38.9% ②夫 23.4% ③娘 12.3% ④息子の配偶者 4.8% ⑤孫 4.8%



被虐待者・虐待者の支援にあたっては、虐待の早期発見が重要。

⇒そのためには、介護保険事業所職員等（ケアマネ含む）、民生委員、近隣住民等の協力が
必要。

※全国（R元年度）では虐待等による死亡事例が15件（15人）発生。
（H30年度からは6件、6人の減少。）

【全国】虐待の発生要因（養護者による高齢者虐待）

①虐待者の性格や人格（に基づく行動）	（54.2%）
②虐待者の介護疲れ・介護ストレス	（48.3%）
③被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	（44.4%）
④虐待者の精神状態が安定していない	（43.3%）
⑤虐待者の知識や情報の不足	（39.9%）

令和元年度 全国調査結果より抜粋

- ◎養護者が孤立化しないように、住民の見守り、介護保険サービスの利用促進等の介護家族（養護者）支援が大切。

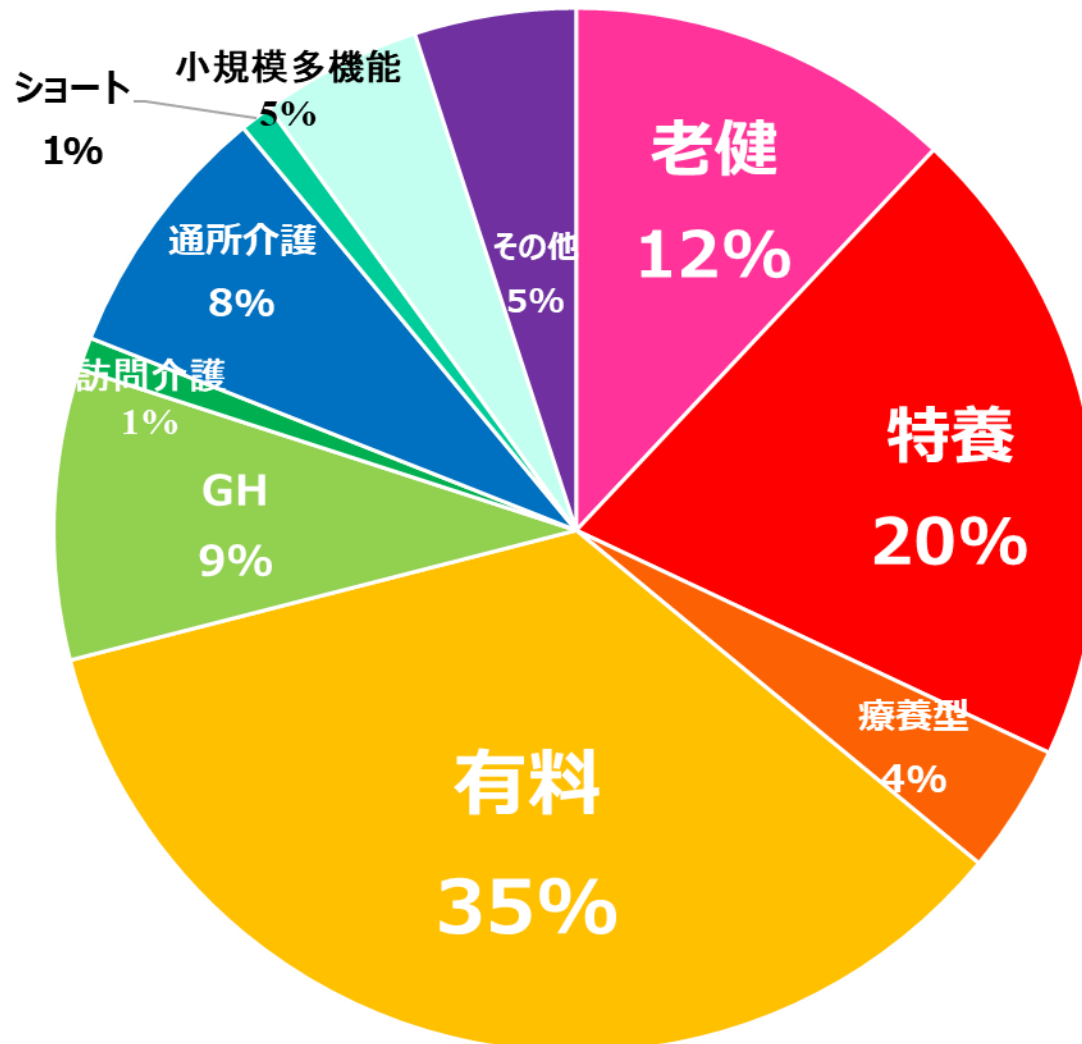
【県】養介護施設従事者による高齢者虐待の状況①（令和2年度）

項目	事案1	事案2	事案3	事案4	事案5
被虐待者の状況	76歳 女性 要介護3	92歳 女性 要介護5 認知症あり	92歳 女性 要介護5 認知症あり	89歳 男性 要介護2 認知症あり	女性 要介護4
虐待の類型	心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	ネグレクト
虐待の内容	被虐待者の私物のノート 破損	車椅子とベッドの間の移 乗の際における身体の 乱暴な扱い、威嚇的な発 言、暴言	威嚇的な発言、暴言	被虐待者に対する大声 による暴言	パジャマの着替え、歯磨 きの介助及びトイレの対 応をしなかった
虐待に対して行っ た措置	・一般指導 ・改善計画の提出依頼	・報告徴収、質問立入検 査 ・改善命令	・一般指導 ・改善計画の提出依頼	・一般指導 ・改善計画の提出依頼 ・注意・指導 ・報告徴収、質問、立入 検査	・一般指導 ・改善計画の提出依頼
虐待者の 種別	介護職員	複数の介護職員	看護職員	介護職員	介護福祉士
施設・事業所の 種別	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	訪問看護 介護予防 訪問介護	通所介護	短期入所生活介護

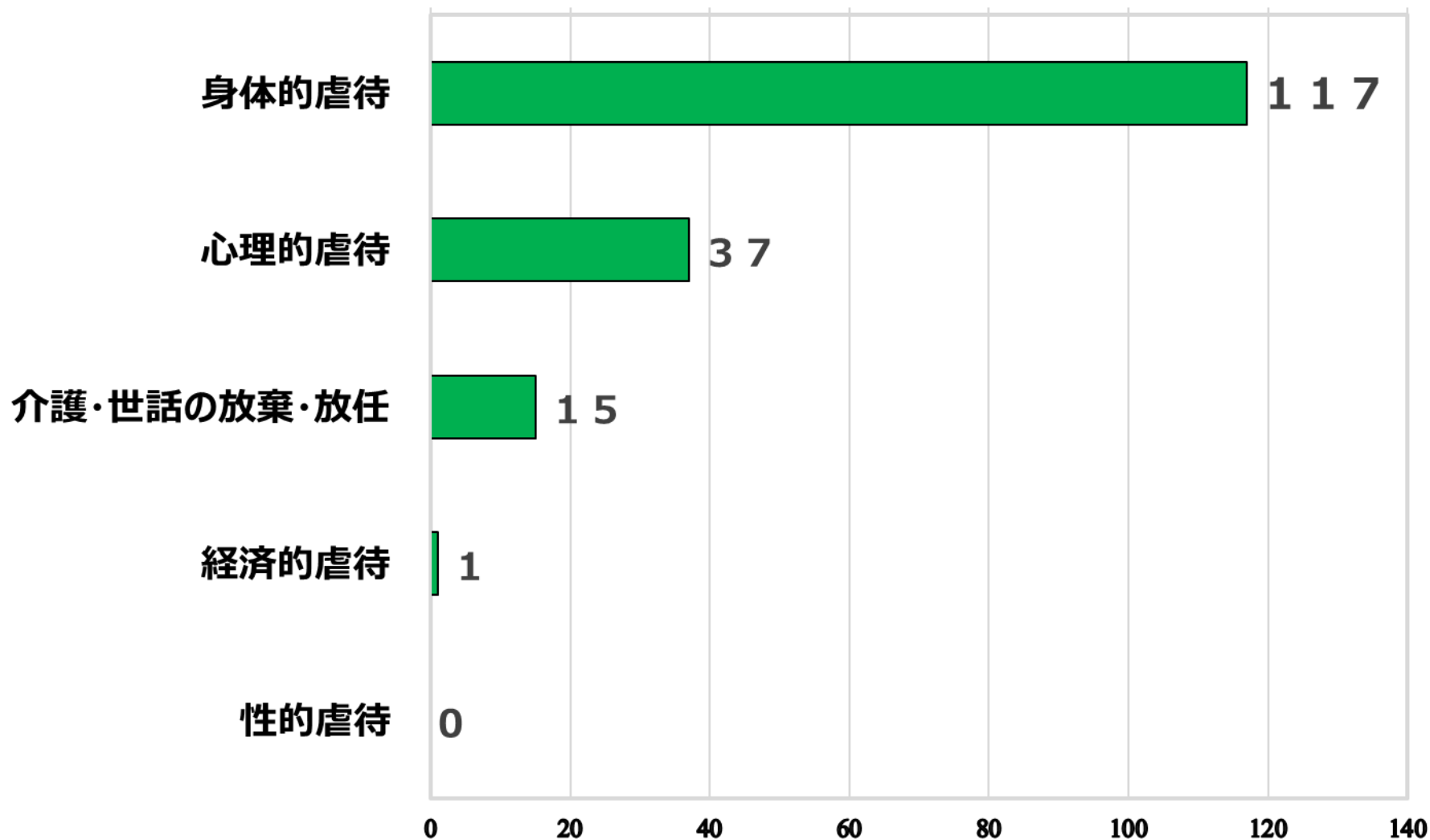
【県】養介護施設従事者による高齢者虐待の状況②（令和2年度）

項目	事案6	事案7	事案8	事案9	事案10
被虐待者の状況	91歳 女性 要介護4 認知症あり	・92歳 女性 要介護4 認知症あり ・93歳 女性 要介護3 認知症あり	複数の入居者	96歳 要介護3 認知症あり	75歳～79歳 男性 要介護4 認知症あり
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待の内容	無資格者による医療行為	4点柵の設置	複数の入居者への4点柵	シーツとラバーマットで腕と体を巻き付け、動けない様にしてあった	自室に誘導し、電簿を右膝で蹴り、暴行を加えた
虐待に対して行った措置	・改善計画の提出依頼 ・養介護施設従事者等への注意・指導	—	・一般指導 ・改善計画の提出依頼	・一般指導 ・改善計画の提出依頼	・一般指導 ・改善計画の提出依頼
虐待者の種別	管理者	管理者	—	介護職 資格なし	介護福祉士
施設・事業所の種別	サービス付き高齢者住宅	サービス付き高齢者住宅	住宅型有料老人ホーム	介護老人保健施設	介護老人保健施設

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事業所種別 (H21～R1年度の虐待認定件数 合計77件)



養介護施設従事者等による高齢者虐待の虐待類型別 (H21～R元年度の虐待認定事案における被虐待者数 延べ170人)



利用者に対する身体拘束について①

介護保険指定基準（H12.4～）

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（※）を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」

※緊急やむを得ない場合に該当する３要件

- ① **切迫性**：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② **非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ **一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記の①から③をすべて満たすことが必要

利用者に対する身体拘束について②

（身体拘束を行う場合の記録）

身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。（５年間保存）

身体拘束と高齢者虐待との関係

身体拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為として考えられる。ただし、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待に該当しないと考えられる。

（出典：厚生労働省 高齢者虐待防止マニュアルより）

- 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人で行うのではなく、施設全体で判断することが必要
- 身体拘束の内容や目的、時間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要。

高齢者の権利擁護に係る取組み（令和2年度）

高齢者権利擁護研修の継続実施（施設従事者等対象）

更なるケアの質の向上を図るため、介護保険施設、有料老人ホーム等の従事者を対象に高齢者権利擁護に係る研修を実施するもの。

■高齢者権利擁護研修（施設従事者等対象）の概要

	権利擁護推進員養成研修 （施設長等研修）	看護実務者研修	有料老人ホーム等研修 （施設長、従事者）
対象	介護保険施設の施設長等	介護保険施設等の看護職、介護職の従事者	有料老人ホーム等の施設長、従事者
実施時期	R2.9.16 R2.11.17	R2.10.21 R2.12.2	R2.12.16 R3.1.27
参加人数	計 19人	計 19人	【施設長】計 64人 【従事者】計 53人

【権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）の概要】

【1日目（講義）】

- 高齢者虐待防止法の概要
- 倫理とコンプライアンス
- 認知症ケアの質の向上
- 身体拘束と福祉用具等



【講義内容の実践】

- ① 自施設におけるケアの改善レポートの提出
- ② 自施設における職場研修を実施し、レポートを提出

等



【2日目（グループワーク）】

- 提出レポートを活用した研修
- ストレスマネジメントについて(新規)
 - 改善に向けた検討・意見交換
 - 身体拘束廃止に向けた取組み（管理者の責務）等

高齢者の権利擁護に係る取組み（令和3年度）

権利擁護に関する研修

- ☐ 権利擁護推進員養成研修
- ☐ 看護実務者研修
- ☐ 有料老人ホーム等研修



H28年度から

ストレスマネジメントについて研修実施（施設内で指導的立場にある者対象）。
本年度も、権利擁護推進員養成研修時に実施見込み。

令和3年度開催の研修（予定）

※以下の日程は予定であるため、変更になる可能性があります。

☐ 権利擁護推進員養成研修

＜1日目＞ 令和3年（2021年）9月8日（水）

＜2日目＞ 令和3年（2021年）11月17日（水）

☐ 看護実務者研修

＜1日目＞ 令和3年（2021年）10月13日（水）

＜2日目＞ 令和3年（2021年）12月15日（水）

☐ 有料老人ホーム等研修

＜施設長向け＞ 令和3年（2021年）7月29日（木）

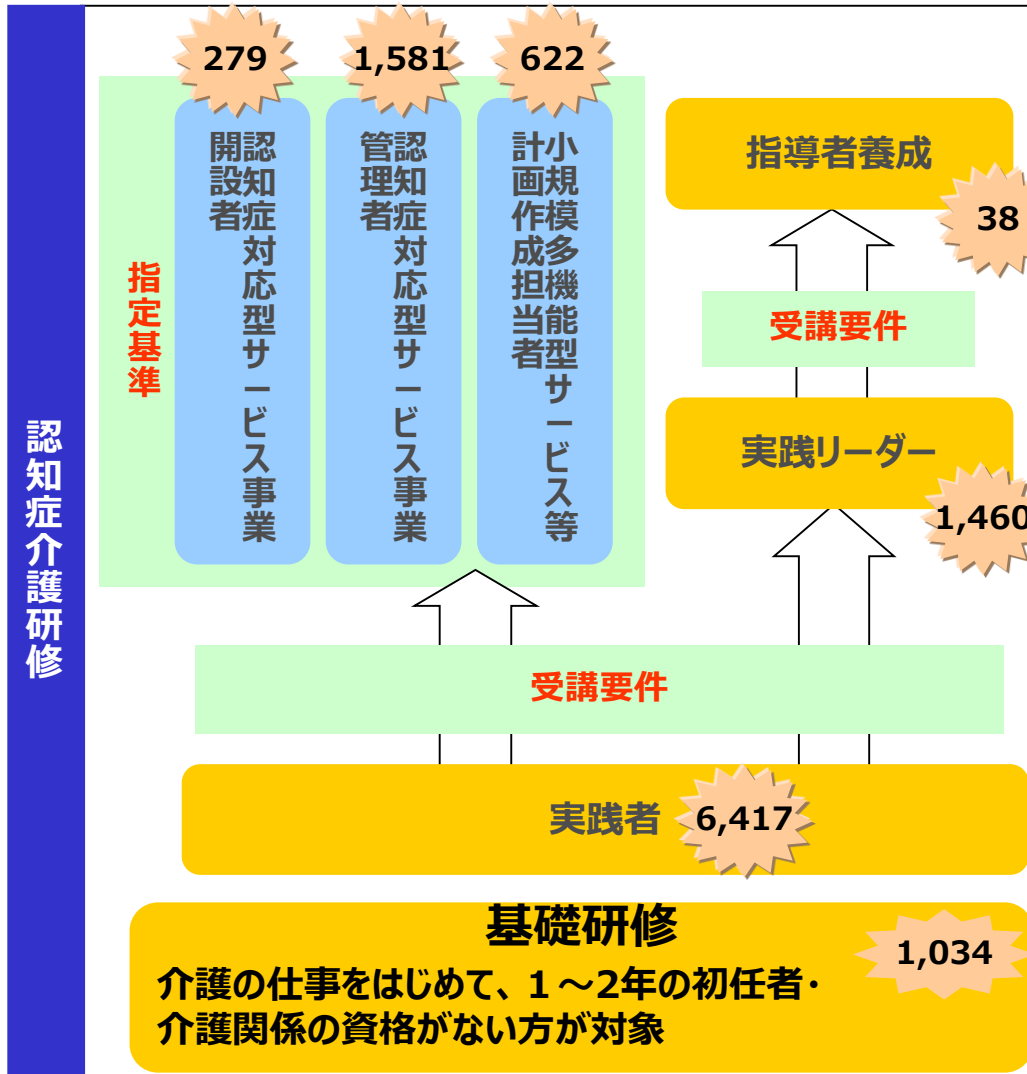
＜介護従事者向け＞ 令和3年（2021年）8月18日（水）

ケアの質の向上に向けた取組み

認知症介護・権利擁護研修会の実施

16,663

令和2年度までの認知症介護・権利擁護研修会受講人数の累計



認知症介護の質の向上支援事業（①～③全てを受講する必要があります）

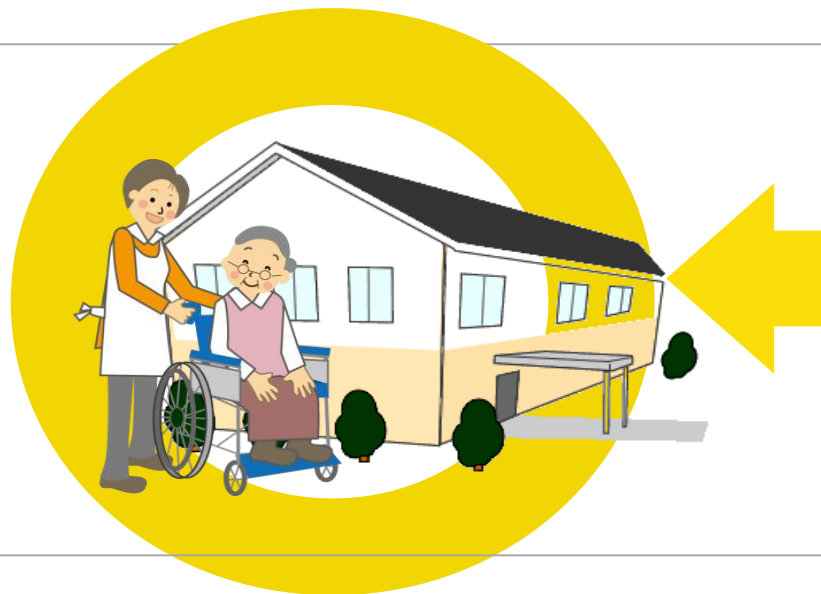
県は、『認知症介護の質の向上に積極的・計画的に取り組む事業所』を募集・採択します。

① 認知症ケア・マッピング

採択を受けた事業所は、自らの認知症介護の現状を確認するため、一定期間内に2回、「認知症ケア・マッピング」を受ける。認知症ケア・マッピングの機会を効果的に活用することで、日々の介護の振り返りと取組みの効果を確認する。

② 権利擁護推進員養成研修 （施設長等研修）

採択を受けた事業所の施設長等は、県が実施する高齢者の権利擁護等に関する研修を受講する。



③ 認知症介護実践者研修

採択を受けた事業所は、認知症介護の質の向上に中心的に取り組む職員に、認知症介護実践者研修を受講させる。

認知症介護実践者研修を受講した職員は、事業所の認知症介護の質の向上に向けた取組みを実施する。

途中で受ける認知症ケア・マッピングで明らかになる自らの強みや課題などを踏まえながら、より良い認知症介護を行うための取組みを進める。

②、③の研修
については、認知症
介護の質の向上支援
事業に関わらず単独で
の受講も可能です。

認知症カフェ

おれんじカフェなないろ（菊池市）

- 介護老人保健施設 孔子の里内にオープン
- 毎月7日 14時～16時
- 利用料 250円（飲み物・お菓子付き）
- 申し込み不要

認知症の人やその家族、地域の人、
専門職など誰もが集い交流できる場



お茶処和み（錦町）

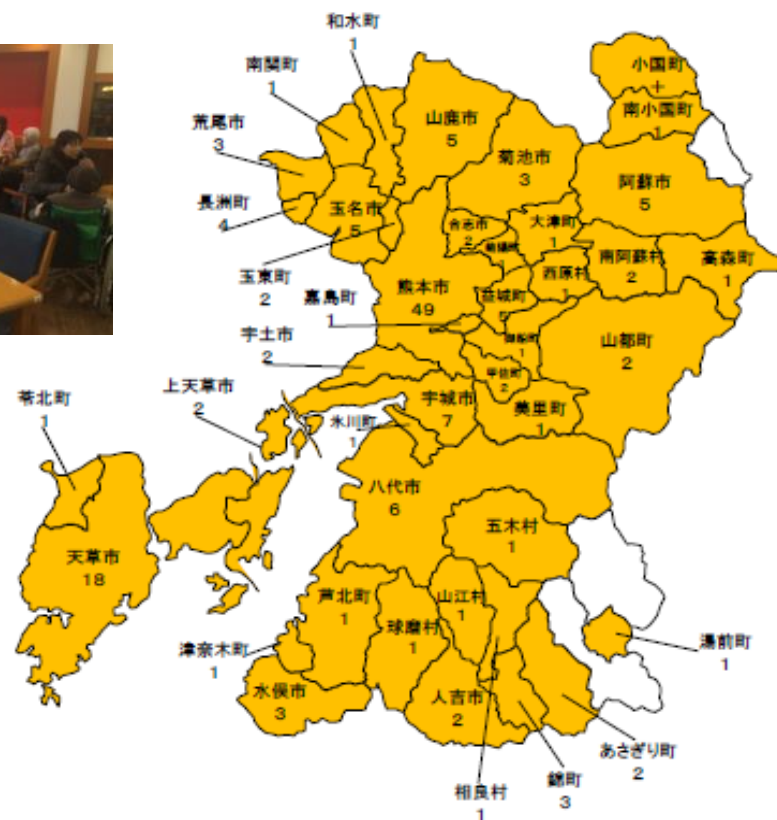
- 錦町傾聴ボランティアグループ和みが運営
- 錦町の介護予防拠点施設ゆうゆう館を活用
- 毎週火曜日 11時～14時
- 利用料：1家族100円
- 錦町の認知症地域支援推進員も毎回参加し、運営支援



熊本県認知症カフェ設置状況

令和2年（2020年）12月末

42 / 45 市町村 153 カ所の認知症カフェ



ご本人やご家族の居場所づくりのために、認知症カフェの周知をお願いします。
※詳細は県HPで公開中！「熊本県 認知症カフェマップ」で検索！

皆さまへお願い

- **認知症の方の個性を理解し、その人の思いを尊重してください。**
認知症の方の声に耳を傾け、何を求めているのかを理解しようと努力し、その思いにかなったケアをお願いします。
- **認知症の方を介護している家族への支援をお願いします。**
専門職として、認知症の方や介護家族を含めた認知症ケアの視点を持ち、認知症の方や介護家族に切れ目のない支援をお願いします。

